

あなたの力で

東京にしゃれた街並みを！



東京の
しゃれた街並みづくり
推進条例

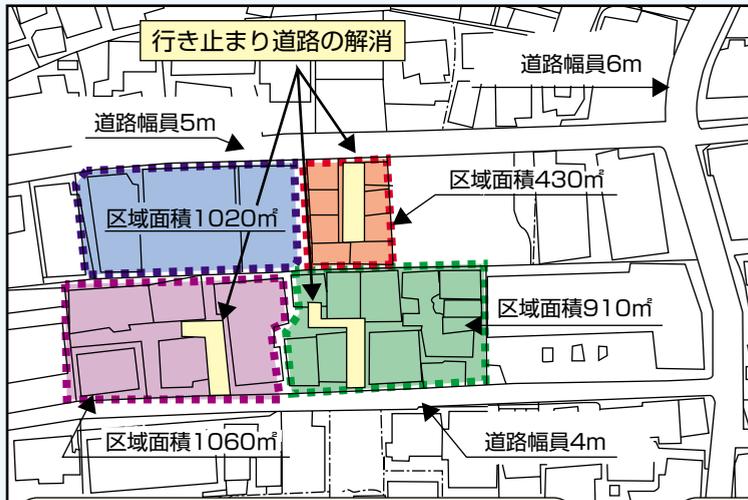
平成15年3月の東京都議会において、『東京のしゃれた街並みづくり推進条例』が可決され、本年10月から施行されます。この条例により、都民一人ひとりが力をあわせ、その意欲と創意工夫をいかして、個性豊かで魅力のある街並みをつくっていくための新しい制度が創設されました。

都民の皆さん、この条例を活用して、あなたの力で魅力的なまちをつくりませんか。

街区再編まちづくり制度

地域の皆さんの協力により、都市計画に基づく規制緩和などを活用しながら、話し合いがまとまったところから段階的に整備を行うことにより、個性豊かで魅力のある街並みを実現していく制度です。

街区再編まちづくりのイメージ



街区再編まちづくりの方針が定められた区域では

- 小規模な単位で
- 合意形成のできた地区ごとに
- 地権者自らがまちづくりを進めるための都市計画を提案し
- 容積率や斜線制限などの緩和や課税特例（再開発事業の場合）を受け
- 共同建て替えなどのまちづくりを進めることができます。

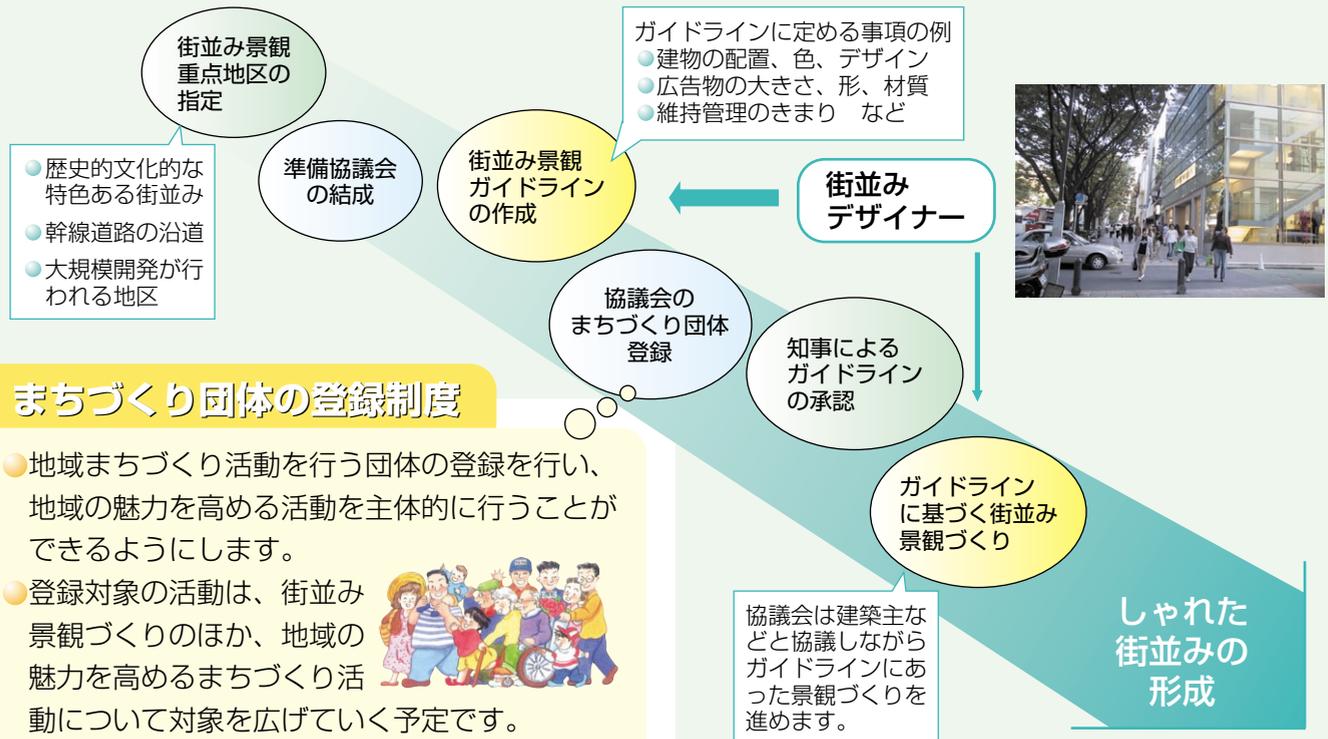
・道路が狭いため容積率が使い切れない。
（幅員 4 m の場合、300 % 指定 → 160 %）
・斜線制限により、斜めの壁など景観を損ねる街並みができてしまう。

地域ルールに適合する場合

- ・地域の実情に即して容積率や斜線制限等を緩和
- ・一定規模の建築物の接道条件（幅員等）を緩和

街並み景観づくり制度

地域の皆さんが中心になって専門家の街並みデザイナーとともに、街並み景観ガイドラインを作成し、地域の特性を活かした魅力的な街並み景観づくりを自主的に進めていくことができる制度です。



まちづくり団体の登録制度

- 地域まちづくり活動を行う団体の登録を行い、地域の魅力を高める活動を主体的に行うことができるようになります。
- 登録対象の活動は、街並み景観づくりのほか、地域の魅力を高めるまちづくり活動について対象を広げていく予定です。

